

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新潟地域振興局において縦覧に供する。

平成28年11月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年10月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人脳神経外科手術機器センター
- 3 代表者の氏名
小林 茂昭
- 4 主たる事務所の所在地
五泉市赤海 3631 番 14
- 5 定款に記載された目的
この法人は、杉田虔一郎氏（以下 杉田氏）の開発された脳神経外科の医療技術の普及と啓発により地域社会における医療福祉に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(種別)</p> <p>第5条 この法人の会員は、次の<u>5種</u>とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の経済支援を目的として入会した個人及び団体で、<u>総会における議決権をもたないもの</u></p> <p>(4) 名誉会員 <u>この法人の活動に貢献し又は学識経験者で、この法人の理事が名誉会員であると認めた個人及び団体で、総会における議決権をもたないもの</u></p> <p>(5) 特別会員 <u>この法人の活動にて講演や座長をした者で、この法人の理事が特別会員と認めた個人で、総会における議決権をもたないもの</u></p> <p>(入会及び会費)</p> <p>第6条 1～3 (略)</p> <p>第7条 (会員の資格の喪失) (1)～(2) (略)</p>	<p>(種別)</p> <p>第5条 この法人の会員は、次の<u>3種</u>とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 賛助会員 この法人の経済支援を目的として入会した個人及び団体</p> <p>(入会及び会費)</p> <p>第6条 1～3 (略) 4 正会員は総会において別に定めた年会費を納めなければならない。</p> <p>第7条 (会員の資格の喪失) (1)～(2) (略)</p>

(3) 除名されたとき。

(種別及び定数)

第11条 (略)

(1) 理事 5人以上20人以下

(2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、2人以下を副理事長、1人を常務理事とする。

(開催)

第22条

1～2 (略)

(1) (略)

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面 (電子メール等、電磁的記録による方法を含む) をもって招集の請求があったとき。

(3) (略)

(招集)

第23条

1～2 (略)

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 (電子メール等、電磁的記録による方法を含む) をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第25条

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第27条

1 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面 (電子メール等、電磁的記録による方法を含む) をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3～4 (略)

(議事録)

第28条

1 (略)

(1) (略)

(2) 正会員総数及び出席者数 (書面または電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合は、その数)

(3) 正会員が1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(種別及び定数)

第11条 (略)

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) (略)

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(開催)

第22条

1～2 (略)

(1) (略)

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) (略)

(招集)

第23条

1～2 (略)

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第25条

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第27条

1 (略)

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3～4 (略)

(議事録)

第28条

1 (略)

(1) (略)

(2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数)

<p>(開催)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面(電子メール等、<u>電磁的記録による方法を含む</u>)をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第32条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面(電子メール等、<u>電磁的記録による方法を含む</u>)をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>附 則 (平成28年8月19日 一部改正)</p> <p><u>この定款の変更は、所轄庁の認証の日(平成</u> <u>年 月 日)より施行する。</u></p>	<p>(開催)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第32条</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>
---	--